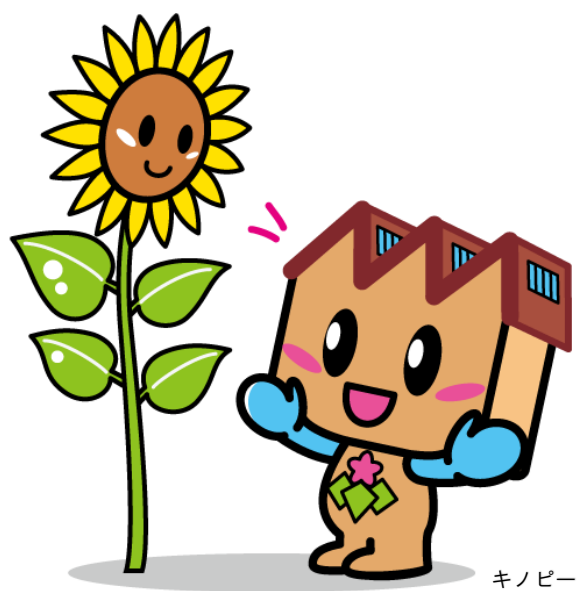


# 桐生市再犯防止推進計画



令和5年3月

桐生市

## はじめに

近年では、全国的に刑法犯検挙数は減少傾向にあるものの、そのうち再犯者の割合は約半数を占めており、一度罪を償った後にも再び犯罪に手を染めてしまうケースがなかなか減らない状況にあります。その傾向は桐生市においても同様です。

犯罪をする人には、貧困、孤立、各種依存症等の様々な社会的課題や生きづらさが背景要因となる場合があります。矯正施設を出所して再び社会で歩み始める人にとっては、なおさら課題に直面して更なる犯罪に手を染めることに繋がることが少なくありません。このため、再犯者を減らすためには、警察による犯罪取締りばかりではなく個々の課題や生きづらさを取り除くことが重要です。

こうした中、国では「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年に施行され、「再犯防止推進計画」も制定されるなど、再犯を防止して安全安心な社会を実現する動きが進められております。

この動きを受け、桐生市においても「桐生市再犯防止推進委員会」を設置し、各方面の委員の皆様からご意見をいただきながら、「桐生市再犯防止推進計画」を策定いたしました。今後は、この計画に基づき、委員をはじめとする関係各所と連携して、犯罪や非行をした人が円滑に社会復帰することができ、また全市民が犯罪被害に脅かされることがない、誰もがずっと安心して住み続けられるまちを目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たりご尽力をいただきました桐生市再犯防止推進委員の皆様をはじめ、各更生保護団体や関係機関の皆様へ、厚く感謝を申し上げますとともに、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

桐生市長 荒木 恵司

# 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象者	2

## 第2章 データに見る現状

1. 刑法犯の検挙数と再犯率	3
2. 犯行時における職の有無	5
3. 年代別刑法犯数	7

## 第3章 課題に対する取組み

重点課題	8
1. 国・県・民間団体との連携強化	8
2. 広報・啓発活動の推進	9
3. 就労・住居の確保	11
4. 保健医療・福祉サービスの利用促進	13
5. 学校等における修学支援の実施	16

## 資料編

資料1 再犯の防止等の推進に関する法律	
資料2 桐生市再犯防止推進委員会設置要綱	
資料3 桐生市再犯防止推進委員会委員名簿	

# 第 1 章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

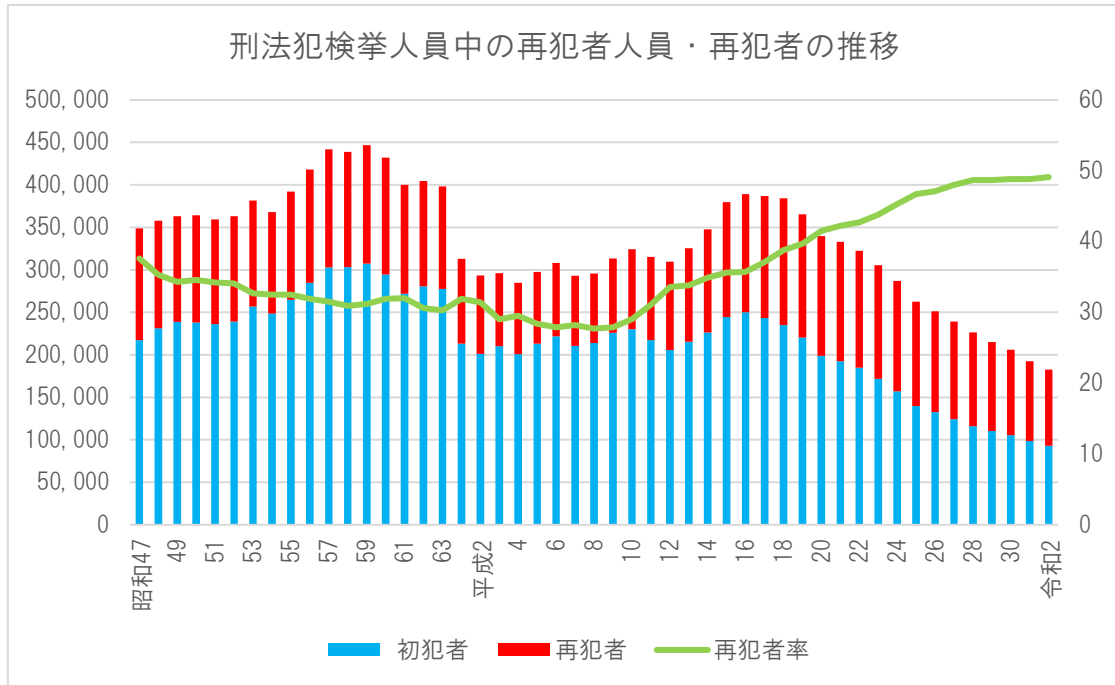
刑法の認知件数は平成 14 年に 285 万件に達したのち、平成 15 年に減少して以来 18 年間連続で減少しています。令和 2 年は 61 万 4,231 件でした。刑法犯によって検挙された者のうち、再犯者の人員は平成 8 年を境に増加し続けましたが、平成 18 年の 14 万 9,164 人をピークとして、その後は漸減状態であり、令和 2 年は 8 万 9,667 人でした。一方で再犯率については、再犯者の人員が減少しているものの、初犯者の人員の減少が再犯者の人員の減少を上回っていることもあり、再犯率は平成 9 年以降上昇し続けました。令和 2 年では 49.1% となっており、調査が開始された昭和 47 年以降において最も高い数値となっています。(図 1)

このような状況を踏まえ、平成 28 年 12 月に『再犯の防止等の推進に関する法律』(以下、「推進法」という。)が成立し施行されました。推進法第 4 条第 2 項には、“地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。”とあります。

また群馬県は、平成 29 年に閣議決定された『再犯防止推進計画』を受けて、平成 31 年に『群馬県再犯防止推進計画』を制定しております。

こうした背景を踏まえ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰を促進すること及び市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、『桐生市再犯防止計画』を策定するものいたします。

図1 刑法犯検挙人員中の再犯人員・再犯者の推移  
(令和3年版犯罪白書を基に桐生市作成)



## 2.計画の位置づけ

本計画は推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定します。また、『桐生市地域福祉計画』を上位の計画とし、関連する行政計画とも連携を図り、再犯防止に関する施策の推進を図ります。

## 3.計画の期間

桐生市地域福祉計画との整合を図り、令和5年度(2023年)から令和6年度(2024年)までの2年間とします。

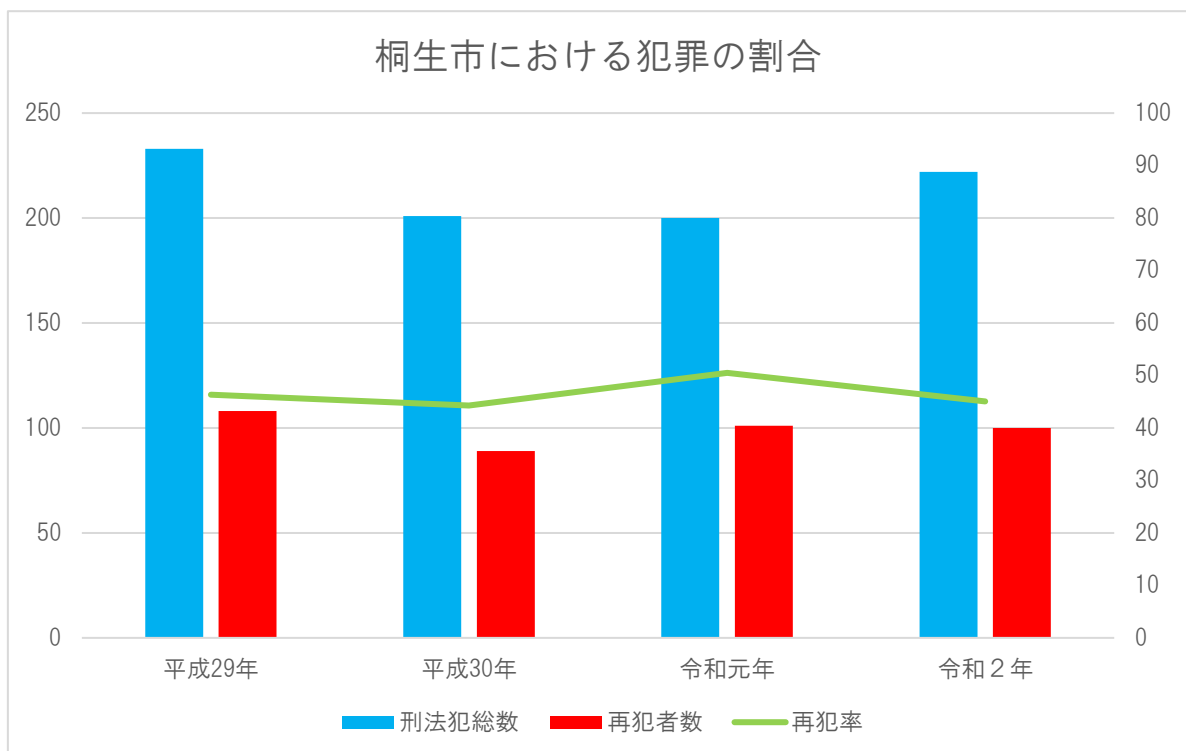
## 4.計画の対象者

本計画の対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた方、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者で、本市において支援が必要な方を主な対象とします。また犯罪による被害を予防するという観点から、桐生市に住む市民も広義での対象といたします。

## 第2章 データに見る現状

### 1. 刑法犯の検挙数と再犯率

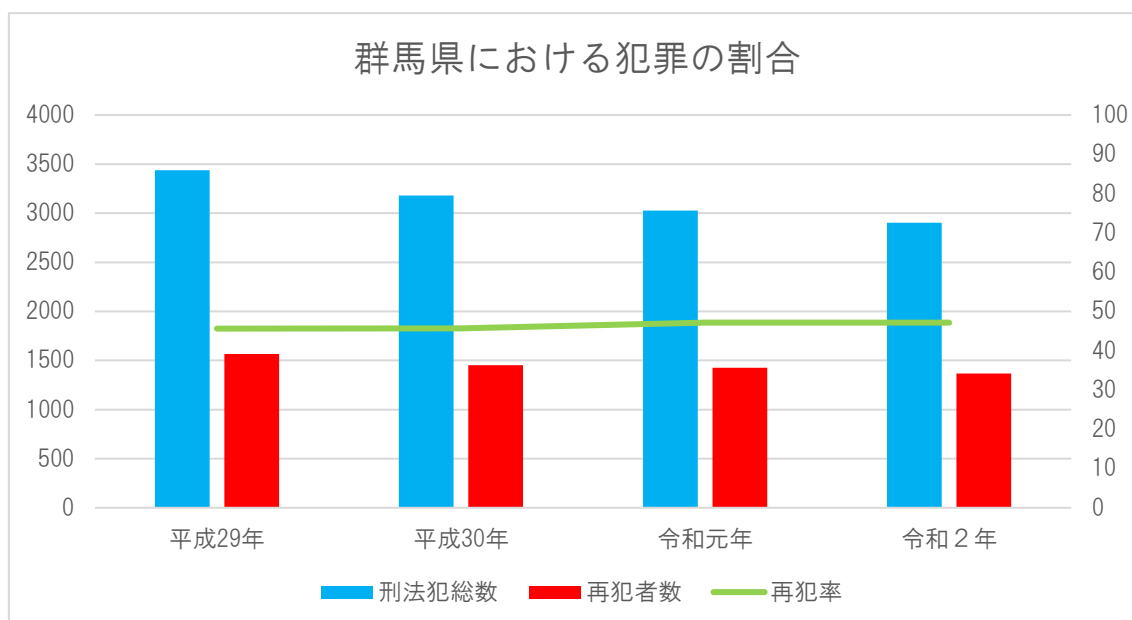
4年間の桐生市内における刑法犯の検挙数をみますと、平成29年が233件となっており、平成30年が201件、令和元年が200件、令和2年が222件となっております。また、そのうちの再犯者の検挙数をみますと、平成29年が108件となっており、平成30年が89件、令和元年が101件、令和2年が100件となっております。この値より再犯率を導きますと、平成29年が46%となり、平成30年が44%、令和元年が51%、令和2年が45%となっております。このことから、各年多少の増減はあるものの、各値は横ばいとなっており、再犯率は45%から50%を前後しております。



(法務省矯正局提供データを基に桐生市作成)

群馬県の刑法犯の検挙数を見ますと、平成29年が3437件となっており、平成30年は3181件、令和元年は3028件、令和2年は2902件となっております。そのうちの再犯者の検挙数を見ますと、平成29年は1568件となっており、平成30年は1453件、令和元年は1427件、令和2年は1368件となっております。ここから再犯率を導きますと、平成29年から令和2年までは、46%、46%、47%、47%と推移しています。

令和2年の再犯率を桐生市と群馬県で比較しますと、桐生市の再犯率(45%)から群馬県の再犯率(47%)を引いた差は-2%となっており、桐生市と群馬県の間で大きな差は無いことがわかります。

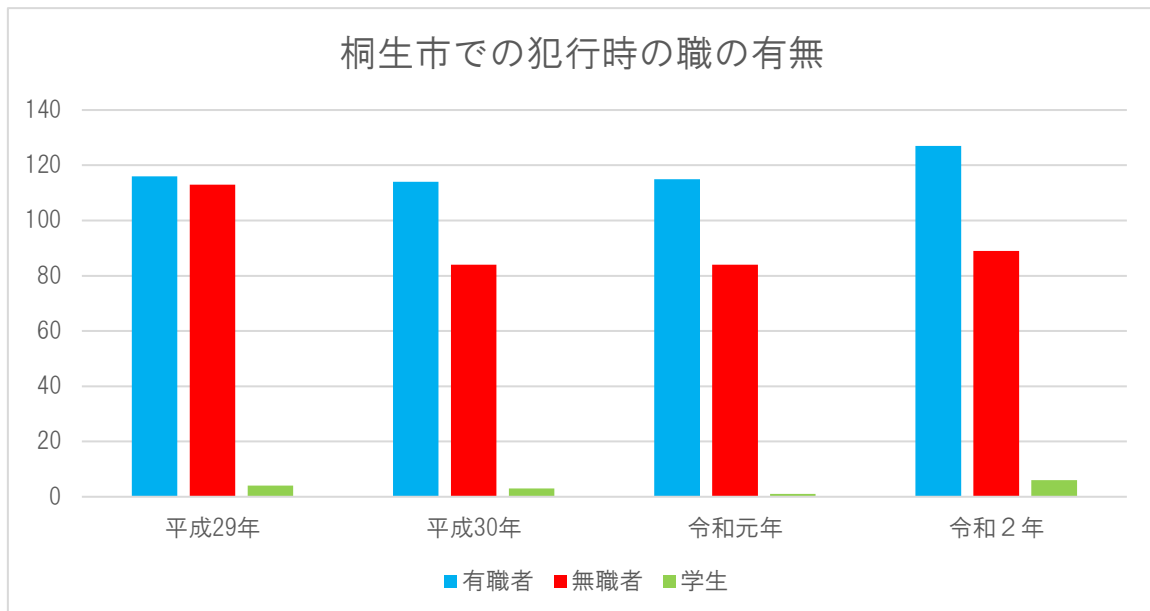


(法務省矯正局提供データを基に桐生市作成)

## 2.犯行時における職の有無

次に、犯行時における職の有無についてみていきます。

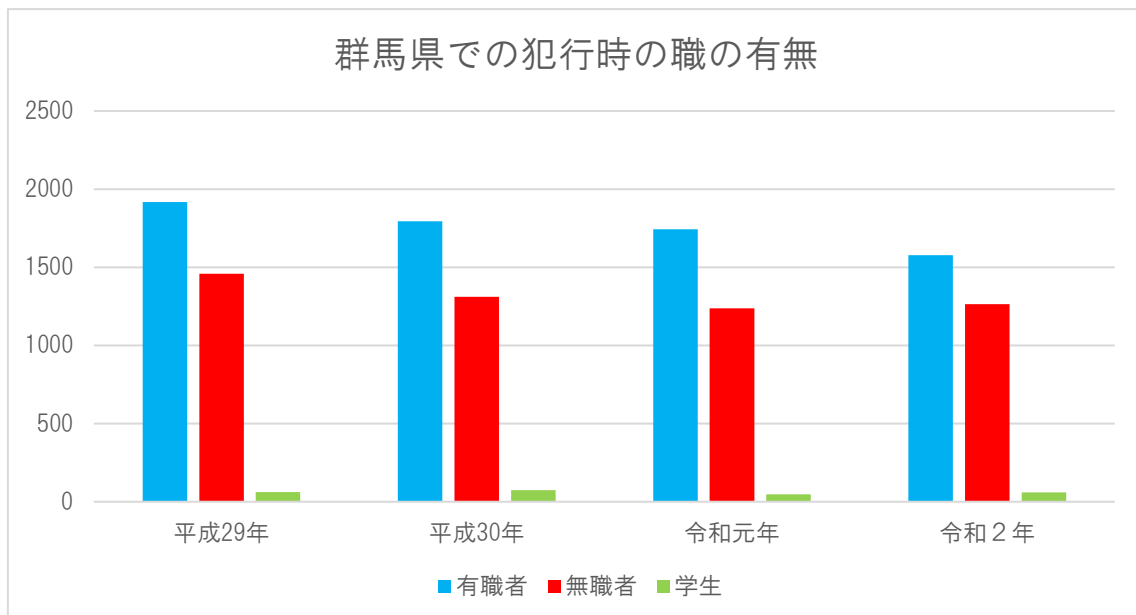
桐生市における刑法犯の検挙人員における有職者の人数は平成29年が116人となっており、平成30年が114人、令和元年が115人、令和2年が127人となっており、また、無職者の人数は平成29年が113人となっており、平成30年が84人、令和元年が84人、令和2年が89人となっており、学生的人数は平成29年から4人、3人、1人、6人と推移しております。このことから、各年で大きく人数が増減することはなく、毎年無職者の検挙人数は有職者の検挙人数より30人程度少ないということがわかります。



(法務省矯正局提供データを基に桐生市作成)



群馬県の刑法犯の検挙人員における有職者の人数を見てみますと、平成29年は1917人となっており、平成30年が1795人、令和元年が1743人、令和2年が1578人となっております。また、無職者の人数は平成29年が1458人、平成30年は1311人、令和元年は1237人、令和2年は1264人となっております。学生の人数については平成29年から令和2年にかけて、6人、7人、4人、6人と推移しています。群馬県につきましては、全体を通じて人数の増減があるものの、人数としては無職者の人数が有職者の人数を超えることはない形となっております。



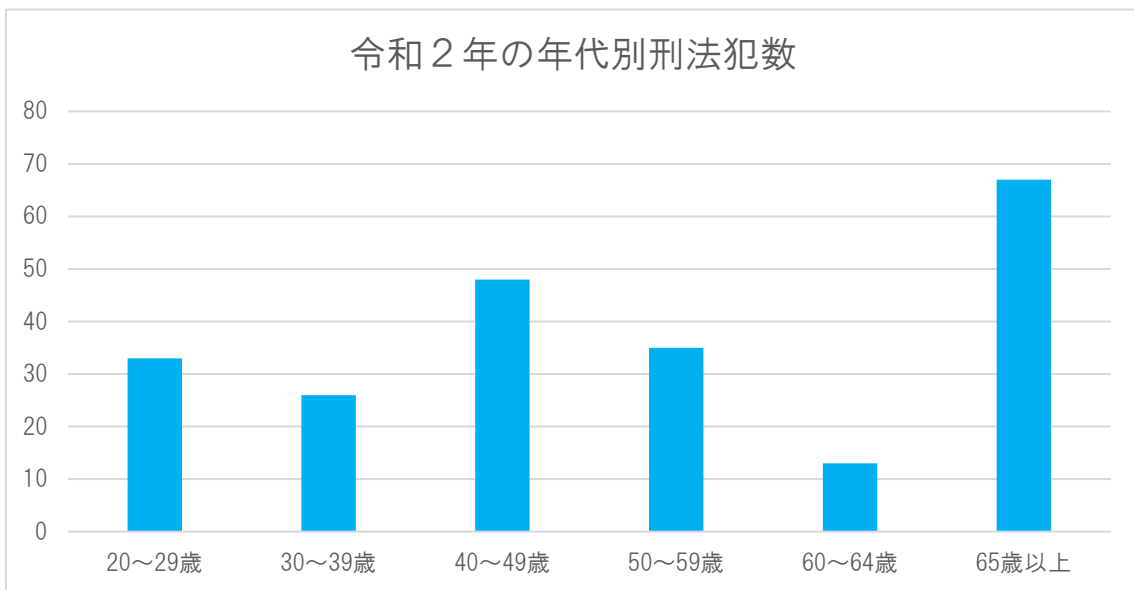
(法務省矯正局提供データを基に桐生市作成)

### 3.年代別刑法犯数

桐生市における年代別刑法犯数を見ていきます。下の表を見ますと、刑法犯数の年代ごとの人数は4年間で大きく変化していないことがわかります。最も近い年である令和2年を見ると、年代の幅が広いこともあり65歳以上の人数が67人と一番多く、次いで多いのが40～49歳の48人となっております。

桐生市	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上
平成29年	32	33	42	37	16	73
平成30年	35	25	45	39	10	47
令和元年	36	30	36	30	14	54
令和2年	33	26	48	35	13	67

(法務省矯正局提供データを基に桐生市作成)



(法務省矯正局提供データを基に桐生市作成)

## 第3章 重点課題ごとの取組

重点課題は以下の通りとします。

1. 国・県・民間団体との連携強化
2. 広報・啓発活動の推進
3. 就労・住居の確保
4. 保健医療・福祉サービスの利用促進
5. 学校等における修学支援の実施

### 1. 国・県・民間団体との連携強化

#### <課題>

- ・再犯防止という視点から、桐生市がこれまで行ってきた各種サービスを必要とする人に対して適切に提供するために、刑事司法関係機関、保健医療・福祉関係機関、更生保護団体、民間団体との連携した支援体制の充実が求められます。
- ・犯罪や非行をした人等の支援に必要な情報は、個人情報 of 適切な取り扱いに配慮した上で、関係機関と相互に共有できるようにする必要があります。

#### <市における取組>

- ・更生保護関係団体等との連携【福祉課】  
市内で活動する更生保護関係団体である、桐生保護区保護司会、桐生地区更生保護女性会、桐生市更生保護事業主会や、その他関係団体と連携して取り組みます。
- ・民生委員児童委員との連携【福祉課】  
地域状況を把握する民生委員児童委員と連携することで、困り事のある住民の把握と支援を進めます。

- ・地域包括支援センターとの連携【健康長寿課】  
介護・健康・福祉等で生活に不安がある方に対しての相談窓口である地域包括支援センターと連携し、支援を行っております。
- ・生活支援体制整備事業【健康長寿課】  
生活支援・介護予防サービス等の生活支援等サービスの充実を図るとともに地域支え合い推進協議体を設置しております。

---

### <国・県・その他団体での取組>

- ・更生保護施設や自立準備ホームとの連携【前橋保護観察所・保護司】  
保護観察対象者の住居の確保に取り組んでいます。
- ・ハローワークとの連携【矯正施設・保護観察所】  
矯正施設入所者及び保護観察対象者等に対し、刑務所出所者等総合的就労支援対策等により、職業相談や職業紹介等を実施しています。
- ・市町村、関係機関・団体との連携の強化【群馬県】  
犯罪や非行をした人たちの社会復帰の推進を図るため、市町村、関係機関・団体との連携を強化し、立ち直り支援への取組を推進します。

## 2. 広報・啓発活動の推進

---

### <課題>

- ・保護司等の民間協力者は再犯防止を推進する上で必要不可欠であることと、再犯防止や更生保護についての市民の認知度を高めるために、保護司等や再犯防止について、広報活動や啓発活動の支援を実施する必要があります。

---

### <市における取組>

- ・”社会を明るくする運動”の実施【福祉課】  
桐生市社会を明るくする運動推進委員会を中心に、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深めるための運動に取り組めます。

- ・桐生市社会を明るくする運動市民大会【福祉課】  
原則として毎年、桐生市社会を明るくする運動市民大会を開催しています。  
関連団体が集結して、内閣総理大臣からのメッセージ伝達式、社会を明るくする運動中学生作文コンテスト表彰式などにより意識高揚を図ります。
- ・社会を明るくする運動強調月間【福祉課ほか】  
社会を明るくする運動強調月間である7月には、ポスター、のぼり、横断幕を掲げて、小中学生への物品配付など市内各所にて啓発運動を実施します。

---

### ＜国・県・その他団体での取組＞

- ・地域における犯罪や非行を防止する活動【保護司】  
地域や学校等で、犯罪や非行を防止する啓発活動を行っております。
- ・再犯防止啓発月間での啓発事業実施【前橋保護観察所・群馬県保護司会】  
7月の再犯防止啓発月間に啓発事業を集中して実施しております。
- ・前橋矯正展等の実施【前橋刑務所】  
前橋矯正展を始めとして、刑務所作業製品の展示・即売や施設参観、職業訓練見学会等を実施しております。
- ・再犯の防止等に関する広報・啓発活動の実施【群馬県】  
講演会等の開催や人権啓発イベントの実施、県のホームページ等を通じて、再犯の防止等に対する県民の関心を高め、理解の増進を図ります。
- ・法教育の充実【群馬県】  
法や司法制度及びこれらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を推進します。
- ・上州くん安全・安心メール【群馬県警察】  
群馬県警察では、不審者情報等の防犯情報や交通安全情報などをEメール配信しております。

### 3. 就労・住居の確保

#### < 課題 >

- ・ 就労について、犯罪や非行をした人たちに対する職業相談や職業紹介、職業定着支援の充実を図るほか、障害のある人に対して、福祉サービス等の就労支援機関に適切につなげていく必要があります。
- ・ 住居について、適切な定住先を確保することができずに更生保護施設等から退所して、再犯に至る人がいることが課題となります。

#### < 市における取組 >

- ・ 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】  
生活に困窮している人が就労等により自立できるよう、困りごとや不安に寄り添う相談支援を実施しています。
- ・ 住居確保給付金事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】  
職を失って生活に困窮し、賃貸する住居を失うおそれのある人に対し、当面の家賃を補助するとともに、新しい仕事を探すことを手伝える住居確保給付金制度を実施しています。
- ・ 就労準備支援事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】  
定職に就くのが難しい人に対して、規則正しい生活習慣や身だしなみに関する助言や、一般就労に従事するための能力形成の支援を実施しています。
- ・ 養護老人ホームへの入所措置【健康長寿課】  
65歳以上で、身体・精神又は環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった人を対象に、養護老人ホームにて食事サービス、機能訓練、その他日常生活上必要な便宜を提供しています。
- ・ 住まいの確保【建築住宅課】  
住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居について、群馬県居住支援協議会と連携し、群馬あんしん賃貸ネットを紹介するなど、居住の安定を図ります。

- ・市営住宅への入居【建築住宅課】

市では、良質で低廉な家賃で提供可能な市営住宅を確保しており、募集状況などについて、「広報きりゅう」や「市のホームページ」を活用して情報提供を行います。

---

## <国・県・その他団体での取組>

- ・職業訓練・指導の実施【矯正施設】

収容中に様々な資格や技能が身に付けられるよう、民間団体等の協力を得ながらその充実に努めています。

- ・協力雇用主の登録と刑務所出所者等就労奨励金制度【前橋保護観察所】

648社の企業等を協力雇用主として登録しており、就労・職場定着奨励金等の刑務所出所者等就労奨励金制度を実施しております。（数値は令和4年9月10日現在）

- ・更生保護施設や自立準備ホームとの連携【前橋保護観察所・保護司】（再掲）  
保護観察対象者の住居の確保に取り組んでいます。

- ・ハローワークとの連携【矯正施設・保護観察所】（再掲）

矯正施設入所者及び保護観察対象者等に対し、刑務所出所者等総合的就労支援対策等により、職業相談や職業紹介等を実施しています。

- ・保護観察所と連携した職業相談等就労支援の充実【群馬県】

県では、若者・女性・中高年齢者等の個々の実情に応じた職業相談・職業紹介を実施しています。刑務所出所者等からの相談があった場合、前橋保護観察所等と連携し、個々の実情に応じた就労支援に努めます。

- ・各企業に対する広報・啓発の推進【群馬県】

県では、刑務所出所者等の就労を含めた公正な選考採用や就職差別の撤廃について、広報媒体を通じた周知を実施するほか、前橋保護観察所や前橋刑務所等と連携し、協力雇用主制度やコレワークの仕組みの周知に協力します。

- ・企業等に対する働きかけの強化【警察本部】

社会復帰対策協議会を開催し、群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会定時総会において、関係機関・団体と暴力団離脱者の社会復帰に関する情報交換を図り、連携強化を図ります。

・ 離職した人の再就職支援【群馬県】

離職者等再就職訓練として、離職した人の早期の再就職を支援するため、職業訓練及び就職支援を民間の教育機関や企業等に委託し実施しています。刑務所出所者等が訓練を受講する場合、保護観察所等関係機関と連携した支援を行います。

・ 障害のある人に対する就労支援【群馬県】

犯罪や非行をした障害のある人が適切な就労支援を受けられるよう、市町村やハローワークなどの関係機関と連携し、障害のある人の就労支援を行う「障害者就業・生活支援センター」や障害福祉サービス等に適切につなげていくよう努めます。

・ 帰住先がない人の受入れの実施【更生保護施設・自立準備ホーム】

親族のもと等に帰住できない人の受入れを実施しています。

・ 児童自立支援施設退所者等における自立支援の充実【群馬県】

触法により児童自立支援施設等に措置され退所した者も含め、社会的自立を支援するため、平成 16 年度から児童自立生活援助事業を行う事業者に対し、運営費の一部を負担しております。また、平成 30 年度から、社会的養護自立支援事業を実施し、児童自立支援施設等を退所した者で特に支援が必要と認められる者に、生活相談や就労相談に応じるほか、居住費や生活費を支給しております。

・ 賃貸住宅の供給の促進【群馬県】

群馬県居住支援協議会を通じて、不動産業者の協力の下、保護観察対象者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保に取り組みます。

## 4. 保健医療・福祉サービスの利用促進

### < 課題 >

- ・ 地域に各種福祉制度を行き渡らせることで、すべての人が暮らしやすい町づくりをさらに進めます。
- ・ 自立した生活を送れていない人に対して、適切な福祉サービス利用を促進する必要があります。



- ・高齢者や障害のある人に対して、高齢や障害の状況の把握と、社会復帰後のきめ細やかな支援に結びつける体制を充実させる必要があります。

---

### <市における取組>

- ・自立支援給付事業【福祉課】  
障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律により、様々なサービスを組み合わせて自分にあった支援を受けることができます。
- ・基幹型相談支援事業【福祉課】  
障害者相談支援専門員が、障害に関する悩み事や心配事等、総合相談を受け付けています。
- ・フードバンク事業【福祉課】  
企業及び個人から寄付で受け入れた食品を、生活資金が無く食糧の購入等ができない方に対し、無償で配布しています。
- ・自立相談支援事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】（再掲）  
生活に困窮している人が就労等により自立できるよう、困りごとや不安に寄り添う相談支援を実施しています。
- ・住居確保給付金事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】（再掲）  
職を失って生活に困窮し、賃貸する住居を失うおそれのある人に対し、当面の家賃を補助するとともに、新しい仕事を探すことを手伝う住居確保給付金制度を実施しています。
- ・就労準備支援事業（生活困窮者自立支援）【福祉課】（再掲）  
定職に就くのが難しい人に対して、規則正しい生活習慣や身だしなみに関する助言や、一般就労に従事するための能力形成の支援を実施しています。
- ・生活保護制度【福祉課】  
生活に困窮している方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を実施しながら自立を助長します。
- ・地域包括支援センターとの連携【健康長寿課】（再掲）  
介護・健康・福祉等で生活に不安がある方に対しての相談窓口である地域包括支援センターと連携し、支援を行っております。

- ・生活支援体制整備事業【健康長寿課】（再掲）  
生活支援・介護予防サービス等の生活支援等サービスの充実を図るとともに、地域支え合い推進協議体を設置しております。

---

### <国・県・その他団体での取組>

- ・罪を犯した人たちなどの立ち直りを支援する活動【保護司】  
犯罪や非行をした人たちに寄り添い、立ち直りを助けるための、見守り、指導、相談支援等を行うほか、家族や働く場所など刑務所や少年院にいる人が帰ってくる場所の生活環境の調整を行っております。
- ・改善指導の実施【矯正施設】  
改善更生及び円滑な社会復帰に支障をきたすような事情の改善に資するよう特に配慮した指導を実施しています。
- ・生活福祉資金貸付・日常生活自立支援事業の実施【群馬県社会福祉協議会】  
生活福祉資金貸付として無利子での貸付である緊急小口資金や総合支援資金等や、日常生活自立支援事業として家計管理を行っております。
- ・地域生活定着支援センターの充実強化【群馬県】  
犯罪や非行をした人たちが、釈放後から福祉サービスを受けられるよう、矯正施設収容中から、保護観察所、行政機関や福祉関係者と連携し、受入れ施設のあっせんや福祉サービスの申請支援等に取り組めます。
- ・刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携【群馬県】  
前橋保護観察所が中心となり、前橋刑務所や群馬県地域生活定着支援センター、行政など関係機関で組織する「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた地方公共団体、公共の衛生福祉に関する機関等との連絡協議会（特別調整連絡協議会）」に参加し、刑事司法関係機関との連携を深め、手続の円滑化や研修等を通じた理解の促進に取り組んでいきます。
- ・薬物依存離脱指導や薬物非行防止指導の実施【矯正施設】  
民間団体等の協力を得ながら、薬物依存離脱指導や薬物非行防止指導が行われています。

- ・薬物依存症に関する相談支援窓口の充実【群馬県】  
薬物依存症者本人及び家族からの相談に幅広く対応できるよう、相談窓口の周知に努め、薬物依存症からの回復に向けた助言と関係機関の情報提供の充実に努めます。
- ・薬物依存症者の親族等の知識等の向上【群馬県】  
群馬県こころの健康センターでは、薬物依存症者等を抱える家族を対象とした家族教室を開催しています。
- ・薬物依存症対策関係機関の連携強化【群馬県・警察本部】  
「群馬県薬物乱用対策推進本部」を中心に、関係機関・団体と連携し、薬物乱用とその弊害の根絶に向けた取組を推進します。
- ・薬物乱用防止パンフレット等の配布【警察本部】  
取締活動を通じて薬物乱用者やその家族等を対象として、資料の閲覧及び配布により薬物乱用の防止に関する基礎的な知識や官・民の相談先等に関する情報を提供します。
- ・薬物依存症に関する知見を有する支援者の育成【群馬県】  
薬物依存症者への支援を行う県・市町村職員、医療や司法関係者及び薬物依存の回復支援団体スタッフなどを対象に、依存症回復支援者研修会を開催します。

## 5. 学校等における修学支援の実施

### <課題>

- ・居場所づくりや学習支援、就労支援等の立ち直り支援活動を通じて、集団的不良交友関係から切り離していくことが課題となります。
- ・矯正施設や保護観察所と学校関係者の相互理解の促進を図るとともに、矯正施設からの進学・復学の支援を充実する必要があります。

### <市における取組>

- ・子どもすこやかホットラインの実施【子育て相談課】  
子どもと子育て中の保護者からの、悩みごとを電話相談にて応じています。また、匿名での相談も可能です。

- ・ 子どもの居場所づくり応援事業【子育て相談課】  
子どもが無料または低額で利用できる子ども食堂や学習支援を行っている団体への支援を行っております。
- ・ 放課後児童クラブ運営事業【子育て支援課】  
放課後児童クラブでは、保護者が仕事等のため昼間家庭にいない小学校・義務教育学校に就学している児童を対象に、学校の余裕施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供します。
- ・ 放課後子供教室事業【生涯学習課】  
放課後や学校の休日等に、地域の方々の参画を得て、子どもたちに学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流の機会を提供することによって、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しています。
- ・ 学校生活に関する相談の受付【学校教育課】  
保護者からの学校生活や子育て等の相談を電話で受け付けており、解決のため学校への取次ぎを行ったり、関係機関と連携した支援を行ったりしています。
- ・ 人間関係アンケートの実施【学校教育課】  
学級での人間関係や学校生活への満足度をアンケートによって把握し、いじめ・不登校等の未然防止、早期対応に活かしています。また、教職員の日常の観察とあわせ、よりきめ細かな児童生徒理解を行っています。
- ・ 青少年対策事業【青少年課】  
青少年の非行防止、健全育成や環境浄化を図るため、関係機関・団体と連携して、巡回補導や相談、ネット見守り活動を行っています。

---

#### <国・県・その他団体での取組>

- ・ 高等学校卒業程度認定試験等の実施【矯正施設】  
矯正施設における修学支援として、施設内で高等学校卒業程度認定試験等が実施されています。

- ・補習教科指導の実施【矯正施設】  
義務教育未了者等に対して学校教育の内容に準ずる内容を指導する補習教科指導を行っています。
- ・学校における適切な指導等の実施【群馬県】  
県立高等学校・中等教育学校全校にスクールカウンセラーを配置し、不登校傾向など不安や悩みを抱える生徒等に対応します。
- ・地域における非行の未然防止のための支援【群馬県】  
「群馬県子ども・若者支援協議会」では、高等学校中退などで学校を離れることとなった者が、再学習や就労といった希望内容に応じた支援機関につながるよう支援します。
- ・警察における非行少年に対する支援【警察本部】  
少年育成センターが大学生を通じて、少年やその保護者からの修学に関する相談に対し、教育委員会や学校等の関係機関と連携して、適切に対処がなされるよう支援を行います。
- ・学校等と保護観察所が連携した支援等【群馬県】  
県教育委員会では、前橋保護観察所と連携し、保護司と学校等の日常的な連携・協力体制の構築を図るとともに、学校に在籍している保護観察対象者に対する生活支援等の充実を図ります。
- ・矯正施設と学校の連携による学びの継続に向けた取組の充実【群馬県】  
県教育委員会では、研修等の実施に当たっては、矯正施設の職員を講師として依頼し学校に派遣するなど、矯正施設と学校関係者との相互理解・協力の促進を図ります。
- ・矯正施設からの進学・復学の支援【群馬県】  
県教育委員会では、矯正施設・保護観察所における研修や学校関係者への研修等の実施に当たり、相互に職員を講師として派遣するなどの取組を推進します。
- ・”社会を明るくする運動” 作文を通じた啓発【桐生保護区保護司会】  
市内中学生へ作文を依頼することで、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えてもらっています。

## 再犯の防止等の推進に関する法律（平成二十八年法律第四百号）

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （定義）

**第二条** この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

#### （基本理念）

**第三条** 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜら

れるものとする。

(国等の責務)

**第四条** 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

**第五条** 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

**第六条** 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

**第七条** 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

**第八条** 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

**第九条** 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

**第十条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

### 第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

**第十一条** 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

- 2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

**第十二条** 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施



設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

**第十三条** 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

**第十四条** 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

**第十五条** 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

**第十六条** 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

**第十七条** 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整

備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

**第十八条** 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

**第十九条** 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

**第二十条** 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

**第二十一条** 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

**第二十二条** 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

**第二十三条** 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

## 第二節 地方公共団体の施策

**第二十四条** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共

団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 再犯の防止等の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

1 本法における「犯罪をした者等」の認定に当たっては、有罪判決の言渡し若しくは保護処分の審判を受けた者又は犯罪の嫌疑がないという以外の理由により公訴の提起を受けなかった者に限定するなど、本法の基本理念を踏まえ、かつ、その罪質、犯罪のなされた時期を考慮し、不当に拡大した適用をすることがないようにすること。

2 本法における指導及び支援は、他の法律に別段の定めがある場合を除き、対象者の意思に反して行ってはならないものであることに鑑み、その旨並びに指導及び支援を受けるように説得する場合には執拗に行ってはならないことを周知徹底させること。

右決議する。

## 桐生市再犯防止推進委員会設置要綱

(設置)

**第 1 条** 再犯の防止等の推進に関する法律(平成 28 年法律第 104 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、桐生市再犯防止推進計画(以下「計画」という。)を策定及び推進するため、桐生市再犯防止推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

**第 2 条** 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他再犯防止の推進に関すること。

(組織)

**第 3 条** 推進委員会の委員は、15 人以内とする。

2 委員は、別表に掲げる機関・団体から推薦された者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

**第 5 条** 推進委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 推進委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、議長が認めた者を委員の代理人として出席させることができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、会長が認める場合は、書面開催とすることができる。

(意見の聴取等)

**第 7 条** 推進委員会は、必要に応じて委員以外の者に、会議への出席を求めてその意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進委員会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(部会)

第9条 推進委員会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の庶務は、保健福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、会長が推進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 推進委員会の設置にかかる準備行為については、施行日前においても行うことができる。

(会議の招集の特例)

3 この要綱の施行後最初に招集される推進委員会は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(令和4年8月1日)

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

桐生市再犯防止推進委員会を構成する機関・団体名一覧

区分	機関・団体名
国	前橋地方検察庁
	前橋保護観察所
	桐生公共職業安定所
県	群馬県東部児童相談所
	桐生保健福祉事務所
	桐生警察署
社会福祉団体	桐生市社会福祉協議会
	桐生市民生委員児童委員協議会
	桐生保護区保護司会
更生保護団体	桐生地区更生保護女性会
	桐生市更生保護事業主会
教育機関	桐生・みどり地区高等学校長会
	桐生市中学校長会

## 資料 3

## 桐生市再犯防止推進委員会 委員名簿 (計画作成時点)

No	区分	所属団体	役職	氏名
1	国関係機関	前橋地方検察庁	検事	佐藤 央雅
2	国関係機関	前橋保護観察所	所長	田島 佳代子
3	国関係機関	桐生公共職業安定所	所長	久保田 政夫
4	県関係機関	群馬県東部児童相談所	所長	入澤 康行
5	県関係機関	桐生保健福祉事務所	危機管理専門官	加藤 博子
6	県関係機関	桐生警察署	署長	江原 勝則
7	社会福祉団体	桐生市社会福祉協議会	総務課長補佐	松島 勲
8	社会福祉団体	桐生市民生委員児童委員協議会	第8区会長	塚本 幸司
9	更生保護団体	桐生保護区保護司会	会長	和田 幸司
10	更生保護団体	桐生地区更生保護女性会	副会長	白崎 あつ子
11	更生保護団体	桐生市更生保護事業主会	会長	蛭間 利雄
12	教育機関	桐生・みどり地区高等学校長会	桐生工業高校校長	瀧川 豊宏
13	教育機関	桐生市中学校校長会	会長	谷 滋

(敬称略)



桐生市 保健福祉部 福祉課

〒376-8501

群馬県桐生市織姫町1番1号

TEL 0277-46-1111

FAX 0277-45-2940

E-mail [fukushi@city.kiryu.lg.jp](mailto:fukushi@city.kiryu.lg.jp)